第3部　歯科用薬剤 外用薬 品名	規格単位
オラネジン消毒液1.5％	1.5％10mL
［根管治療剤］	
アンモニア銀液	
カルビタール	
キャナルクリーナー歯科用液10％	
クリアエフシー	1mL
クレオドン	
サホライド・RC液歯科用3.8％	
㊇ 歯科用アンチホルミン	
歯科用ホルマリンクレゾール	1mL
歯科用ホルムクレゾール「村上」	
㊇ 水酸化カルシウム ネオクリーナー「セキネ」	
ペリオドン	
ホルマリン・グアヤコールFG「ネオ」	
ホルムクレゾールFC「ネオ」	
メトコール	
モルホニン歯科用液	
［鎮痛・鎮静消毒剤］	
キャンフェニック「ネオ」	
クロロフェン	
サホライド液歯科用38％	
歯科用カルボール	
㊇ 歯科用フェノール・カンフル 村上キャンフェニック	
［覆罩剤］	
ネオダイン	
パルパックV	
［軟組織消炎剤］	
クロル亜鉛液	
㊇ 歯科用ヨード・グリセリン ネオグリセロール	
ヨードグリコールパスタ「ネオ」	
［象牙質知覚過敏鈍麻剤］	
Fバニッシュ歯科用5％	
ダイアデント歯科用ゲル5％	
［齲蝕抑制剤］	
バトラー　フローデンフォームA酸性2％	
バトラー　フローデンフォームN 弗化ソーダ液	
弗化ナトリウム液「ネオ」	
フルオール液歯科用2％	
フルオール・ゼリー歯科用2％	2％1g

第二条　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 一　（略） 二　投薬期間に上限が設けられている医薬品 （一）　（略） （二）　療担規則第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに療担基準第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が三十日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬 イ　内服薬 アルプラゾラム、エスタゾラム、エチゾラム、オキシコドン塩酸塩、オキシコドン塩酸塩水和物、オキサゾラム、クアゼパム、クロキサゾラム、クロチアゼパム、クロルジアゼポキシド、コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、ゾピクロン、ゾルピデム酒石酸塩、タペンタドール、トリアゾラム、ニメタゼパム、ハロキサゾラム、ヒドロモルフォン、プラゼパム、フルジアゼパム、フルニトラゼパム、フルラゼパム塩酸塩、ブロチゾラム、ブロマゼパム、ペモリン、メダゼパム、メチルフェニデート塩酸塩、モダフィニル、モルヒネ塩酸塩、モルヒネ硫酸塩、ロフラゼプ酸エチル、ロラゼパム又はロルメタゼパムを含有する内服薬並びにメペンゾラート臭化物・フェノバルビタール配合剤及びプロキシフィリン・エフェドリン配合剤 ロ・ハ　（略） （三）　（略）	第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 一　（略） 二　投薬期間に上限が設けられている医薬品 （一）　（略） （二）　療担規則第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに療担基準第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が三十日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬 イ　内服薬 アルプラゾラム、エスタゾラム、エチゾラム、オキシコドン塩酸塩、オキシコドン塩酸塩水和物、オキサゾラム、クアゼパム、クロキサゾラム、クロチアゼパム、クロルジアゼポキシド、コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、ゾピクロン、ゾルピデム酒石酸塩、タペンタドール、トリアゾラム、ニメタゼパム、ハロキサゾラム、プラゼパム、フルジアゼパム、フルニトラゼパム、フルラゼパム塩酸塩、ブロチゾラム、ブロマゼパム、ペモリン、メダゼパム、メチルフェニデート塩酸塩、モダフィニル、モルヒネ塩酸塩、モルヒネ硫酸塩、ロフラゼプ酸エチル、ロラゼパム又はロルメタゼパムを含有する内服薬並びにメペンゾラート臭化物・フェノバルビタール配合剤及びプロキシフィリン・エフェドリン配合剤 ロ・ハ　（略） （三）　（略）